平成２９年（フ）第４１３１号
大阪府池田市神田３丁目19番６－202号
債務者　堀口　和江
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１３７号
大阪府茨木市丑寅２丁目４番20号　グリーンハイツ　206号
債務者　東　　克郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４５号
大阪市住吉区我孫子東１丁目５番５－302号レグルス北池、前住所大阪市平野区瓜破１丁目７番11－402号
債務者　高橋　　栄
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３１５号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53－419号
債務者　半田　和惠
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０２号
香川県高松市木太町3851番地１　ハイツ・リーベンス103号、申立時の住所香川県高松市木太町3730番地１　コンフォート鎌田203
債務者　品川真由美
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６１号
福岡県大牟田市樋口町１番地１　シルエット101号
債務者　高見　元気
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４１５号
北九州市戸畑区福柳木１丁目１番29号
破産者　大西　**邦昌**
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２７２号
岐阜市岩井380番地17
破産者　宮**﨑　あは**
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５２８号
長野県松本市赤怒田64番地26、開始決定時住所静岡県島田市金谷扇町1885番地の１
破産者　鈴木　力雄
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６５５号
静岡市清水区川原町５番27号
破産者　牧田　正人
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７７１号
静岡市駿河区鎌田75番地の３　ルミエール101、住民票上の住所岐阜県大垣市外渕１丁目124番地
破産者　北島　　賢
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９４号
名古屋市天白区中砂町64番地　ライオンズマンション中根202号
破産者　近藤　英生
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６号
北海道空知郡奈井江町字奈井江21番地52
破産者　太田　隆志
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
山口県下関市菊川町大字吉賀121番地
破産者　竹村すみ子
1　決定年月日　平成29年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第５０４号
北九州市小倉南区石田町６番14号
破産者　白石　峰子
1　破産債権の届出期間　平成29年10月26日まで
2　一般調査期日　平成29年11月14日午前10時30分
平成29年10月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６０８号
兵庫県芦屋市浜町６番14号、前住所大阪府堺市中区八田西町３丁３番10号
破産者　田寺　幸生
1　破産債権の届出期間　平成29年10月31日まで
2　一般調査期日　平成29年11月27日午前10時15分
平成29年10月４日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７４８号
仙台市若林区大和町５丁目10番18－815号
破産者　阿部とも子
1　破産債権の届出期間　平成29年11月２日まで
2　一般調査期日　平成29年12月８日午前10時
平成29年10月５日
仙台地方裁判所第４民事部破産係